



News Release

<http://www.shinkin.co.jp/bihoku/>

令和4年8月15日

各 位

「令和4年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金」制度の 指定金融機関の採択について

平素は備北信用金庫をご愛顧賜り、誠にありがとうございます

当金庫では、経済産業省の「令和4年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金」制度の指定金融機関に採択されましたので、以下の通りお知らせいたします。

本制度は、エネルギー消費効率の高い設備を新設または増設する際に利用する融資に対し、最長10年間、**融資利率の最大1.0%の利子補給を行う制度**です。

当金庫は、環境保護への取組の一環として、省エネルギー設備投資を行う事業者への融資を促進することで、地方創生・地域活性化に貢献できるよう努めてまいります。

記

制度概要

項目	内容
事業概要	省エネルギーに資する設備投資等（利子補給対象事業）を行う民間団体等（利子補給対象事業者）に対して、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という）が指定する金融機関（当金庫）が行った融資に係る利子補給金を交付する。
対象事業者	国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主
対象要件	当金庫が行う融資で、以下①～③のいずれかを満たす事業 ①エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 ②省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。 ③データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。
資金使途	S I I が認定する、エネルギー消費効率が高い省エネ設備を新設・増設する設備資金 ※設備の更新は対象外です。
利子補給率	融資利率が1.100%以上の場合、利子補給率1.000% ※ 融資利率が1.100% 未満の場合、利子補給率は1.000% 未満となります。
その他	・融資の申込には、S I I への書類提出・承認が必要となります。 ・本利子補給事業にかかる予算額に達した場合、S I I が指定する受付期間をもって終了となります。 ・融資には当金庫所定の審査がございます。

以上